

令和3年(2021年)3月26日

特定非営利活動法人チェルノブイリへのかけはし  
理事長 野呂 美加 様

札幌市市民文化局市民自治推進室  
市民活動促進担当課

特定非営利活動法人の認定申請に係るご相談の件について

日頃から、本市の市民まちづくり活動の促進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先般、貴法人の野呂理事長より、以前に特定非営利活動法人認定申請の件でご相談いただいた際にご説明した当課の見解等について、文書により示してほしいとのご要望をいただきましたので、下記の通りご連絡いたします。

記

1 貴法人からのご相談に係る経過及び当課からの説明内容等について

(1)2019年12月4日

- ・野呂理事長が認定取得についての相談のため来庁。
- ・相談対応後、2019年7月の参議院議員選挙の選挙期間中、貴法人の公式サイト内にれいわ新選組を応援する内容のブログが複数回アップされていることを市民活動促進担当課職員が発見。

(2)2019年12月5日

- ・市民活動促進担当課内で協議の結果、同党の選挙ポスターの画像(同党や候補者への投票を促す内容)が掲載されていた2019年7月20日(投票日前日)のブログの内容について、特定非営利活動促進法(以下「NPO法」という。)第45条第1項第4号イ(3)で規定されている「特定の公職の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対すること。」に該当すると判断。
- ・上記について、急ぎ貴法人に伝える必要があると考え、市民活動促進担当課より貴法人の事務所に電話をするも不在のため、貴法人の公式サイトのお問合せフォームから、認定申請の件でお伝えしたいことがある旨を送信し、その際に、12月4日の面談の際に説明していた内閣府NPO法Q&Aのページのアドレスもあわせて送信した。なお、その際にはブログの件については伝達していない。その後、野呂理事長より、メールにて「移動中のため翌日折り返し連絡する」旨の回答をいただく。

(3)2019年12月6日

- ・野呂理事長との電話。当課で貴法人の公式サイトにあるブログを拝見した旨を野呂理事長にお伝えしたところ、野呂理事長より、NPO法Q&Aを確認し、自身でも問題があることに気が付き、すでにブログから削除した、とのお申し出あり。  
※この際、市民活動促進担当課からブログの記事を特定して削除するなどの依頼や指示は行っていない。
- ・市民活動促進担当課より、貴法人の公式サイト内にあった2019年7月のブログの内容について、NPO法で定める認定の基準及び条件(NPO法第45条第1項第4号イ、同条第1項第9号)から、2019年度が実績判定期間及び申請年度となる2019～

2021 年度は認定の基準を満たしていないことになるため、認定を受けられるとすれば 2022 年度以降の申請となる旨を野呂理事長に説明し、了承を得た。

※なお、NPO法第2条第2項第2号ハで規定されている「特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。」については、抵触している可能性はあったが、野呂理事長よりブログの記事を削除した旨の報告を受けたことから、2019年12月6日時点では、法人の目的であったとは言えないと判断し、指導監督は行っていない。

## 2 参考資料

(1)内閣府NPO法Q&A「NPO法人の政治活動等に関する規定」

Q1-5-1～Q1-5-4、Q1-5-2に掲載の参考資料

(2)NPO法抜粋（第2条2項2号、第45条1項4号、第45条第1項第9号）

札幌市市民文化局市民自治推進室市民活動促進担当課  
NPO法人担当係 (電話011-211-2964)